

資料3「基本的プランの評価について(案)」において見直し又は削除とした施策の概要

No	プラン名	目的	概要	見直し又は削除の理由
2	見直し 生産衛生管理体制の整備	農林水産物の生産段階において、食品の安全確保の観点から衛生管理の向上を図る	農産物の栽培管理や家畜の飼養管理において、衛生管理の高度化を図る	プランの概要に GAP(生産工程管理)の推進の視点を取り入れる。
6	見直し 卸売市場での安全・品質管理者の設置	食品の流通拠点である中央卸売市場での危機管理対応の強化及び衛生水準の向上を図る。	中央卸売市場内における食の安全・安心確保に関する取組の推進役として「安全・品質管理者」を各市場、卸売業者及び仲卸業者に設置する。 安全・品質管理者を通じて、危機管理対応の徹底及び衛生知識の普及啓発など、中央卸売市場における自主的衛生管理を推進する。	平成 17 年にすべての市場に安全・品質管理者を設置済。 今後は、安全・品質管理者を活用し、市場内における自主的衛生管理を推進する。
7	削除 他プランに併合 トレーサビリティの普及促進	生産情報等の記録・伝達を進め、事故等の原因究明や拡大防止を図るとともに、都民に対する情報提供を通して食品に対する信頼性の向上を図る。	農畜産物や加工食品のトレーサビリティ導入のため、法制度や先進事例等の情報提供を行い、国の支援策等を通してデータベースの構築、情報関連機器の整備等を促進する。	国の支援策を通じて、都内の生産事業者等への情報関連機器の整備を促進してきた。 今後は、プラン 36 により、記録の作成の必要性について普及を進める。 また、都内生産者に対しては、プラン 2 を推進する上で、記録の作成についても啓発していく。
8	削除 他プランに併合 記録の作成・保存の実施に向けた指導	生産から販売に至る各段階での記録・保管を進め、事故等の原因究明や被害の拡大防止を図る。	食品衛生法で事業者の努力義務として規定されている食品の仕入れ・販売に係る記録とその保管について、日常の監視指導業務を通じて指導し、各段階での実施を図る。また、事業者が遵守すべき衛生管理の事項として食品衛生法施行条例で規定している「管理運営基準」に、記録・保管に関する事項を盛り込むなど対策を強化する	記録の作成・保存の実施に限定せず、食品事業者の自主管理の推進をすすめるプランを新設し、そのプランに併合する。

No	プラン名	目的	概要	見直しあるいは削除の理由
18	削除 他プランに併合 安全性調査・措置勧告制度 の活用	食品の安全に関する法 制度を補完し、健康への 悪影響の未然防止を図 る。	規格基準が定められていないなど、法で対応することが 困難な食品等について、健康への悪影響を未然に防止す る観点から必要と判断される場合には、食品安全条例に 基づき、安全性調査を実施する。調査の結果、改善等が 必要と判断される場合には、事業者へ措置の実施につい て勧告し、公表を行う。なお、調査・勧告に当たっては、 あらかじめ食品安全情報評価委員会に意見を求める。	プラン 17「食品安全情報評価委員会の運 営」に含める。
19	見直し 農薬、動物用医薬品等、生 産資材の適正使用に関す る監視指導及び検査	生産資材の適正使用の 指導を徹底し、農産物や 畜産物の安全を確保す る。	食品原材料としての農産物や畜産物の安全確保を図るた め、関係法令の周知徹底、生産資材の適正使用及び使用 に関する記録とその保管について指導を徹底していく。	プラン 19 の内容を盛り込む。
20	削除 他プランに併合 畜産物等の安全対策	養殖魚、家畜等の飼養施 設に立ち入り、指導・検 査等を通じて畜産物の 安全を確保する。	養殖場の調査監視及び養殖魚の衛生管理指導を実施す る。食品の原材料となる家畜等の健康管理や飼育場の衛 生管理指導を実施する。	プラン 9「農産物や家畜の安全対策の普 及指導」による自主管理を推進するとと もに、プラン 19「農薬、動物用医薬品等、 生産資材の適正使用に関する指導及び 検査」に、養殖魚や家畜等の衛生管理の 指導を盛り込む。
28	削除 他プランに併合 分かりやすい表示の普及	都民が理解しやすい表 示方法を普及する。	都が定めた「バイオテクノロジー応用食品のマーク表示 ガイドライン」に基づく、遺伝子組換え食品及びクロー ン牛肉へのマーク表示について、事業者の協力を求め普 及を図る。	プラン 27「法令・条例に基づく適正表示 の指導」に含める。
31	見直し 大規模食中毒等の対応マ ニュアル整備	大規模食中毒の発生時 等の緊急時において迅 速・的確な対応を図る。	事件発生時の対応方法や関係機関の連絡・連携体制につ いて、マニュアルを整備する。 また、訓練などの検証を通じて、マニュアルの内容を適 宜見直し、有効に機能するものとしていく。	食中毒だけでなく、食品への毒物混入事 例など、重大な危機管理に対応するた め、健康危機管理体制の整備とする。